

人事院勧告 人事院が国家公務員賃金について勧告 6年連続で賃金・一時金改善を勧告

中高年層は改定見送り／生計費に満たない初任給引上げ

8月7日（水）、人事院は、今年度の国家公務員賃金について、官民較差（387円・0.09%）に基づく月例給の引き上げ、一時金についても0.05月の引き上げ勧告を行いました。6年連続の引き上げ勧告は、公務・民間共同のたたかいの成果です。しかし引き上げ幅は、生活改善できる水準からほど遠いものです。府高教はひきつづき、全教・全労連を通して参加する公務労組連の、勧告を上回る賃金・労働条件の改善要求に呼応したたかいをすすめます。

また府労組連では、大阪府の職員・教職員の賃金・労働条件の大幅改善のため、大阪府人事委員会勧告（10月予定）に向けた人事委員会への働きかけ、勧告後の秋季年末闘争にとりくみます。とくに一作年の公民比較方式の改悪による賃下げや、それ以前の勧告見送り分を取り戻しさらに生活改善につながる大幅な賃金引上げをかちとるためのたたかいが求められます。

府高教は要求実現のため、すべての教職員みなさんに、とりくみへの協力・参加とともに、府高教への加入を呼びかけます。

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の奉給月額を引き上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
来年度以降は、期末手当・勤勉手当ともに、6月期・12月期の支給月数を均等に配分
- ③ その他 住居手当見直し 非常勤職員に夏季休暇を新設

給与勧告の骨子

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与調査

＜月例給＞ 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差387円0.09%〔行政職(一)…現行給与411,123円平均年齢43.4歳〕〔奉給344円はね返し分43円〕※奉給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

＜ボーナス＞ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合4.51月 公務の支給月数4.45月

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉(1) 俸給表① 行政職俸給表(一)

総合職試験及び一般職試験（大卒程度）採用職員の初任給を1,500円引き上げ。

一般職試験（高卒者）の初任給を2,000円引き上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所定の改定（平均改定率0.1%）

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引き上げ4.45月分→4.50月分、引き上げ分は勤勉手当に配分

[実施時期 ・月例給：2019年4月1日 ・ボーナス：法律の公布日]

人勤完全実施の場合の ボーナスの支給率		一般職員		再任用職員（フル）改定なし	
		6月（支給済）	12月	6月（支給済）	12月
2019年度	期末手当	1.30月	1.30月 (改定なし)	0.725月	0.725月
	勤勉手当	0.925月	0.975月 (現行0.925月)	0.45月	0.45月
2020年度	期末手当	1.30月	1.30月	0.725月	0.725月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.45月	0.45月

◎私たちの賃金確定までの日程

府高教は府労組連に結集し、毎年人事委員会に対し、よりよい勧告を求めて要請しています。

(10月頃) 大阪府人事委員会が府に賃金改定などを勧告

(勧告後～) 府当局と府労組連（大教組と府職労で構成）の交渉＝職場決議や、集会などにとりくみます。

(11月～) 交渉結果をうけて府議会で条例改正・賃金改定

人事院・人事院勧告って？

憲法28条では、団結権（労働組合をつくる権利）・団体交渉権（使用者と交渉し労働協約を締結する権利）・団体行動権（争議権）の労働基本権を保障するとしていますが、1948年米軍占領下で不当にも公務員の労働基本権が「団体協約の締結権はく奪」「争議行為の禁止」など制限されました。ILO（国際労働機関）は日本政府に対し5回にわたり公務員の労働基本権回復を勧告していますがいまだ回復していません。一方、労働基本権制限の代償措置として実施されるのが「人事院勧告」です。国は勧告の内容にそって法律等を改定し、賃金・権利の改善などを実施します。地方自治体では、人事委員会が地方公務員の賃金・労働条件についての勧告を出します。労使交渉に基づかずに勧告を行う点では極めて不十分ですが、各自治体が勧告を尊重し、最低限それ以上の改善を行うのは当然のことです。長年勧告さえも実施しない府当局に対し、府人事委員会は2016年勧告で、「合憲性の根拠となる代替措置である勧告が知事と議会に尊重されず、その機能を果たさないことは制度上容認されていない」と厳しく批判し、2017年、大阪府は21年ぶりに勧告を完全実施しました。

今回の人事院勧告は https://www.jinji.go.jp/kankoku/r1/r1_top.html で確認できます。

／／ **みんなの力で要求実現！ あなたも府高教へ！** ／／